# あんぜん あんしん 通信

消費生活センターだより
令和7年3月号

## 新生活に伴う訪問販売にご注意ください！！

**【事例】**
　一人暮らしのアパートに訪問した業者から「電気代が安くなるので検針票を見せてほしい。このアパートの皆さんにお願いしている。」と言われ、検針票を見せた。契約したつもりはなかったが、10日後に契約書が届いた。驚いて管理会社に問合せたら、管理会社が紹介した事実はなく、個別の訪問勧誘であることが分かった。

都市ガスの契約

　3～6月は、新生活をはじめた若者を狙った訪問販売のトラブルが増加します。
「住民の皆さんにお願いしている」「アパート全体で契約の変更をしている」などと勧誘し、契約しなければならないと思い込ませるものが見られます。
「検針票を見せて」などと顧客情報を尋ねられる場合もあります。

**●業者名や訪問の目的を聞きましょう。名前や年齢を聞かれても安易に個人情報を伝えないようにしましょう。**
**●電気やガスの契約について、アパート全体の契約のように言う場合は、必ず管理会社に確認しましょう。**
**●「検針票」には顧客番号等の契約変更に必要な情報が書かれているため、それを見せると契約を変更される恐れがあります。**
**●クーリング・オフが可能な場合もあるので、早めに相談してください。**

**ご相談は**
**笠岡市消費生活センターへ**
**☎0865－63－0999**